

防衛医科大学校達第1号

防衛医科大学校組換えDNA実験安全管理規則を次のように定める。

平成20年1月25日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校組換えDNA実験安全管理規則

改正 平成23年12月27日達第5号

令和3年3月31日達第3号

令和5年6月30日達第3号

(目的)

第1条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系を定める件（平成16年文部科学省告示第7号）その他の法令等（以下「法令等」という。）の趣旨に基づき、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における組換えDNA実験（以下「実験」という。）を適正に実施し、その安全を確保するため、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(学校長の責務)

第2条 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、大学校で行われる実験に当たって執るべき安全確保及び拡散防止措置等に関する業務を総括する。

(安全主任者)

第3条 大学校に、実験の安全確保及び拡散防止措置等に関し、学校長の責務を補佐するため、組換えDNA実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）1名を置く。

- 安全主任者は、学校長が指名する。
- 安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 安全主任者は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - 実験が法令等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - 実験責任者及び実験従事者に対して指導助言を行うこと。
 - 実験施設・設備の管理状況並びに実験状況の確認及び管理についての指示を行うこと。

- (4) 実験記録の管理・保存についての指示を行うこと。
 - (5) 火災・地震等、緊急、非常事態発生時の対策の立案及び発生時の措置の指示を行うこと。
 - (6) その他実験の安全確保及び拡散防止措置等に関する必要な事項に関すること。
- 5 安全主任者は、その業務を行うに当たり、組換えDNA実験安全委員会（以下「委員会」という。）と十分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。
- 6 安全主任者に事故のあるときは、その職務を代行させるため、安全主任者の代理者を学校長が指名する。
- （委員会の設置及び構成）

第4条 大学校に実験の安全確保の適正を図るため、委員会を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 安全主任者
 - (2) 組換えDNA実験を専門とする職員
 - (3) 前号以外の自然科学系の職員
 - (4) 人文・社会科学系の職員
 - (5) 予防医学等を専門とする職員
 - (6) 職員の健康安全管理等に責任を有する職員
 - (7) 施設管理に責任を有する職員
 - (8) 大学校に所属しない学識経験者
- 3 委員会の委員は、学校長が指名又は委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 委員会に委員長を置き、委員長は、委員のうちから学校長が指名する。
- 6 委員長に事故のあるときは、あらかじめ学校長の指名する委員がその職務を代行する。
- （審議事項）

第5条 委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関し調査及び審議を行い、学校長に対し、助言又は答申するものとする。

- (1) 実験計画の審査に関すること。
- (2) 実験責任者及び実験従事者の資格審査に関すること。
- (3) 実験の安全確保のために必要な教育訓練の立案及び実験従事者の健康管理に関すること。
- (4) 危険時及び事故発生時の必要な処置並びに改善策に関すること。
- (5) その他実験の安全確保に関すること。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議決を要する事項（実験計画の審査を除く。）については、出席委員の3分の2以上をもって決する。

4 委員長が必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（実験責任者）

第7条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、法令等及びこの規則を熟知するとともに、実験に関し、生物災害発生防止に関する知識及び技術を習得した者とする。

3 実験責任者は、当該実験計画の遂行について責任を負うものとし、次の各号に掲げる事務を行う。

（1）実験計画の立案及び実施に際し、法令等及びこの規則を十分に遵守し、実験全体の適切な管理・監督に当たること。

（2）実験従事者に対して、安全主任者の指導・助言の下に法令等で定める実験の安全確保に関する教育訓練を行うこと。

（3）実験計画の立案及び実施に際し、組換えDNA実験計画申請書（様式第1。以下「実験計画申請書」という。実験計画の変更の場合は、様式第2に定める組換えDNA実験計画変更申請書）を提出し、学校長の承認を得ること。

（4）実験の終了時又は中止時、組換えDNA実験経過報告書（様式第3）を安全主任者に提出すること。

（5）その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

4 実験責任者は、その事務を行うに当たり、安全主任者と緊密な連絡の下、必要な事項については、安全主任者に報告するものとする。

5 実験責任者が病気その他の事故により、その事務を行うことができないときは、当該期間中、その事務を代行させるため、実験責任者代理を定めなければならない。

（実験従事者）

第8条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たって、安全確保・拡散防止措置等について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに精通し、習熟していかななければならない。

2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、安全主任者及び実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規則を遵守しなければならない。

（実験の計画）

第9条 実験を実施する場合は、第7条第3項第3号の規定に基づき、実験責任者が実験計画申請書を学校長に提出し、承認を得なければならない。実験計画を変更する場合も同様とする。

（審査の実施）

第10条 学校長は、申請のあった実験計画の適否について、委員会に諮問するものと

する。

- 2 委員会は、諮問された実験計画について、法令等及びこの規則に定める実験責任者、実験従事者、安全確保・拡散防止措置等及び施設設備が基準に適合するか否かを審査するものとする。
- 3 学校長は、委員会の審査を得た実施計画について、承認の適否を決定するものとする。この場合において、当該実施計画が文部科学大臣の確認を必要とするものについては、あらかじめ文部科学大臣の確認を受けるものとする。
- 4 学校長は、前項の決定を行ったときは、実験責任者に通知するものとする。

(実験従事者の登録)

第11条 実験に従事する者は、健康診断を受けたのち組換えDNA実験従事者認定申請書(様式第4)により学校長に申請しなければならない。ただし、申請日から起算して1年を超えない日において防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)第9条に規定する定期の健康診断(以下「定期健康診断」という。)を受診している場合は、その結果をもって学校長に申請する事ができる。

- 2 学校長は、申請のあった者について実験従事者としての適否を委員会に諮問するものとする。
- 3 委員会は、第1項の健康診断及び第8条の規定に定める事項により実験従事者として適当であると判断し、答申したもののうち、学校長から承認を受けた者を登録するものとする。
- 4 前項の規定により登録されていない者は、大学校において実験に従事することはできない。
- 5 第2項の規定により実験従事者として登録された者は、組換えDNA実験(非)従事届(様式第5)を安全主任者に提出しなければならない。
- 6 職員(非常勤を除く。)で他の研究機関等で実験を行う場合は、他の研究機関等における組換えDNA実験実施承認申請書(様式第6)を提出し、原則として学校長の承認を得た後でなければならない。

(実験の実施)

第12条 実験の実施に当たっては、次の各号で定めるところによらなければならない。

- (1) 実験は、承認を受けた施設内でなければならない。
- (2) 実験は、承認を受けた計画に従って行わなければならない。計画を変更する場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。
- (3) 実験は、安全主任者の指示に従い、それぞれの実験レベルに応じた操作基準を守らなければならない。
- (4) 実験責任者は、実験記録を作成し、安全主任者が求めた場合、それを提示しなければならない。

(実験施設、設備の管理・保全等)

第13条 実験責任者は、次の各号で定めるところにより、実験設備、施設の管理・保

全等を確保しなければならない。

- (1) 法令等に定められた実験施設、設備にそれぞれ必要な標識（様式第7）を掲示しなければならない。
- (2) 実験に使用する安全キャビネットについて、法令等に定めるところにより拡散防止措置等を行わなければならない。
- (3) 実験を行う場合は、法令等に定められた当該実験に応じた拡散防止措置を行うとともに、実験の性質を知らない者を施設内に立ち入らせてはならない。

（実験試料の取扱い）

第14条 遺伝子組換え生物等を入れた容器は、密栓して外部を消毒した後、施設内の貯蔵庫に保管するものとし、当該貯蔵庫の見やすい箇所に組換え体を入れた容器を保管している旨を表示しなければならない。

- 2 遺伝子組換え生物等を含む材料を実験室又は実験区域の外に運搬する場合は、法令等に指定された容器に入れて運搬しなければならない。
- 3 遺伝子組換え生物等によって汚染されたものを廃棄するときは、法令等に定める処理を行わなければならない。

（情報の提供等）

第15条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託を行う場合は、遺伝子組換え生物等の譲渡等通知書（様式第8）により相手方に情報を提供するとともに、委員会に報告しなければならない。

- 2 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を譲り受け若しくは提供受け又は受託をしようとする場合は、実験計画書に遺伝子組換え生物等の譲渡等通知書を添えて学校長に提出し、承認を得なければならない。

（教育訓練）

第16条 実験責任者は、実験従事者に対し、法令等及びこの規定を熟知させるとともに、次の各号に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 拡散防止装置に係る知識及び技術に関すること。
- (2) 危険度に応じた微生物安全取扱い技術に関すること。
- (3) 実施しようとする実験の危険度に係る知識に関すること。
- (4) 事故発生の場合の措置に関すること。

（健康管理）

第17条 委員会は、第11条第3項の規定に基づき登録をした者に対して、実験開始前及び実験開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を受けさせなければならない。ただし、委員会が必要と認める場合を除き、定期健康診断をもって代えることができる。

- 2 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来した場合又は重傷若しくは長期にわたる病気にかかった場合には、安全主任者に報告するものとする。
- 3 安全主任者は、健康管理上必要があると認めた場合は、実験従事者に健康診断を直ちに受けさせるものとする。

- 4 P3レベル以上の実験が行われる場合には、実験開始前に実験従事者の血清を採取し、実験終了後2年間はこれを保存しなければならない。この場合における保管場所は、別に定める。
- 5 健康診断は、総務部保健管理室が行うものとする。
- 6 総務部保健管理室長は、健康診断の結果を安全主任者に通知し、安全主任者はそれを実験従事者に通知するものとする。
(危険時及び事故時の措置等)

第18条 事故等により生物災害が起こるおそれのある場合若しくは起きた場合、又は地震、火災、その他の災害により組換え体が施設外に漏出するおそれがある場合若しくは漏出した場合（以下「異常事態」という。）には、直ちに発見者から実験責任者に通報しなければならない。

- 2 実験責任者は、前項の異常事態が発生した場合には応急の措置を講ずるとともに、直ちに安全主任者及び委員会委員長に報告した上、安全主任者の指導・助言の下に適切な措置を講じなければならない。
- 3 安全主任者及び実験責任者は、異常事態の経過及び措置等に関する報告書を作成し、学校長及び委員会委員長に提出しなければならない。
- 4 学校長は、前項の報告書を添えて異常事態発生の対策を委員会に諮問するものとする。
- 5 学校長は、委員会の審議結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
(記録及び保管)

第19条 実験計画申請書、委員会の審査記録及び実験経過報告書等の保管は、防衛医学研究センター事務部が行う。

- 2 次の各号に掲げる事項の記録及び保管は、実験責任者が行う。
 - (1) 実験計画申請書（写）及び実験記録
 - (2) 組換え体の授受、保存及び破棄
 - (3) 実験材料、設備の点検及び保守
 - (4) 異常事態の経過及び措置
 - (5) 実験区域への出入者の氏名、目的等（ただし、P2レベル以上の実験区域に限る。）
 - (6) 健康診断受診の記録
- 3 健康診断の結果の記録の保管は、総務部保健管理室が行う。
- 4 第1項に掲げる記録の保存期間については、別に定めるもののほか、当該実験終了後5年間とする。
(庶務)

第20条 委員会の庶務は、防衛医学研究センター事務部において行う。

(委任規定)

第21条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

- 1 この達は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 防衛医科大学校組換えDNA実験安全管理規則(昭和60年防衛医科大学校達第9号)は廃止する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

組換えDNA実験計画申請書

申請番号	
------	--

(記入しない)

年 月 日

防衛医科大学校長 _____ 殿

実験申請者の所属・職・氏名

実験責任者 _____

下記の組換えDNA実験の実施について、承認を申請します。

記

組換えDNA実験 課 題 名						
予定実験期間		該当する所を ○で囲む		3ヶ月以内 (6ヶ月以内 年 月	1年以上 1年以内 日より開始の予定)
実験 含 責任 者 従 事 者	氏 名	所属・職名	資格認定登録番号	氏 名	所属・職名	資格認定登録番号
実験 場 所	階・研究室番号					
	研究室管理責任者 (内線番号)					
D N A 供 与 体	供与体生物の種類					
	DNAの種類					
	クローン化とよと するDNAの種類 } 別紙による					
宿主・ベクターの組み合わせとその種類						
生物学的封じ込めレベル (該当を○で囲む)		B1 EK1 SC1 BS1 動物及び植物の培養細胞			B2 EK2	
物理学的封じ込めレベル (該当を○で囲む)		P1 P2 P3 P4				
官公庁・科学研究費 補助金申請の有無		有・無	補助金名・年度			

(以下は記入しない)

安全委員会が本実験計画の 実施を適当と認める理由	
	組換えDNA実験安全委員会委員長名
	承認番号

上記組換えDNA実験の実施を _____

ただし、 年 月 日～ 年 月 日までの間とする。

年 月 日

防衛医科大学校

ベクターの特徴、伝達性及び宿主依存性 注17		
宿主の特徴、遺伝子交換範囲とその機構 注18		
宿主-ベクター系の特徴及び不活性の方法 注19		
組換え動植物作成時における、核酸導入の段階及びその方法 注20		
組換え体又は組換え体を接種する動植物の特性及びリスク 注21		
組換え動植物、組換え体を接種した動植物または大量培養実験に係る組換え微生物の管理方法等 注22		
実験終了後の組換え体の処置 注23		
事故時の対応（薬剤等の備蓄・対処法） 注24		
拡散防止措置に係る施設・設備	位置 注25	
	設備 注26	

組換えDNA実験計画申請書記入要領

申請書記入にあたっては、以下の指示により記入すること。

- 注1： 該当項目にチェックを入れ、継続の場合は前回の承認年月日と申請番号を記入すること。
- 注2： 該当する項目すべてにチェックを入れること。なお、動物作成実験および植物作成実験とは、組換え動植物の使用および作成を意味する。したがって組換え動植物を使用するのみでも作成実験となる。
- 注3： 実験の流れが明確になるように、簡潔に記入する。
- 注4： 大量培養実験、動物接種実験、植物等接種実験、脊椎動物のタンパク質性毒素産生遺伝子を扱う実験が含まれる場合は、当該実験を行う必要性について簡潔に記入すること。
- 注5： 拡散供与体、ベクター、宿主等の組み合わせ毎に番号、直線、罫線でまとめ、相互の関係を明かにすること。
- 注6： 核酸供与体となる生物の種名、系統名等を記載すること。
- 注7： 供与核酸について、ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類や名称等を記入すること。
- 注8： 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとするDNAの名称を記入すること。
- 注9： 同定済みDNA実験のときに該当。使用する供与DNAの名称（公表されたものであれば文献等）を記入すること。
- 注10： ベクターの名称を記入すること。なお、ウイルスはベクターとして用いる場合であっても宿主として扱われるので、宿主等の欄に記入すること。
- 注11： 宿主名を記入すること。ウイルスをベクターとして用いる場合は、この欄にウイルス名を記入すること。
- 注12： 遺伝子組換え生物等を保有させている動物、植物及び細胞等の種名、系統名を記入すること。
- 注13： 実験段階毎に、実験を実施する間に執る拡散防止措置の区分および認定宿主ベクター系を用いる場合には、そのレベルを記入すること。（P1-B1等）
- 注14： 各実験段階における主な目的（組換えDNA作出、培養細胞への接種等）を簡潔に記入すること。
- 注15： [クラス1以外の場合のみ記入]
核酸供与体について、拡散防止措置の区分並びに必要な応じてその特徴、自然界における分布、病原性、寄生性、腐生性などの実験従事者に対するリスクについて記入すること。また、タンパク質毒素を産生する場合はLD50及び毒素遺伝子の構造について記入すること。
- 注16： [P2・P2A・P2P以上の実験・大量培養実験の場合のみ記入]
単離・使用する核酸又はその産物等について簡潔な説明を記入すること。
- 注17： [認定宿主-ベクター系以外の場合のみ記入]
ベクターの由来・薬剤耐性・特異形質等の特徴、伝達性、宿主依存性について記入し、

必要に応じて実験結果・文献を添付すること。

注18：[認定宿主－ベクター系以外の場合のみ記入]

微生物を宿主とする場合は、栄養要求性、薬剤耐性、至適生育条件等の特徴を、培養細胞をウイルスの宿主として使用する場合は、宿主内における宿主の核酸や共存するウイルス由来の核酸との遺伝情報の交換の可能性について記入すること。また、宿主に病原性、発がん性及び毒素産生性がある場合は、その説明についても記入すること。

注19：[認定宿主－ベクター系以外の場合のみ記入]

微生物を宿主とする宿主－ベクター系を用いる場合には、宿主の生存能力、伝播性、不活化の方法と予測される不活化の効率を記入すること。

注20：[組換え動植物を作成する場合に記入]（組換え動植物を他施設から購入・導入して使用する場合も記載対象となる。）

卵、胚、種子、生体など核酸導入時の細胞の分化段階及び導入方法を記入すること。

注21：[動物接種実験又は植物接種実験の場合に記入]

組換え又は組換え体の接種により新たに獲得することが予想される形質について記入すること。感染性、病原性、寄生性、腐生性又は毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨を明記すること。

注22：[動植物使用実験または大量培養実験の場合に記入]

培養・飼育・栽培時における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物等の不活化の方法等について記入すること。

注23：[動植物使用実験または大量培養実験の場合に記入]

実験終了後の組換え体の処置（廃棄・保管等）の方法について記入すること。

注24：[P2・P2A・P2P以上の実験のうち哺乳類に対し病原性を持つものを扱う場合のみ記入]

抗生物質・血清・ワクチン等の準備、使用方法について明記すること。また、培養・飼育時において組換え体が漏出・逃亡・飛散した場合の対処法について簡潔に記入すること。

注25：[P2・P2A・P2P以上の実験、動植物使用実験または大量培養実験の場合に記入]

実験場所について図示し、必要な設備等（高圧滅菌器、安全キャビネット等）の位置を示すこと。

注26：[P2・P2A・P2P以上の実験、動植物使用実験または大量培養実験の場合に記入]

必要な設備（高圧滅菌器、安全キャビネット、ネズミ返し等）の有無を明記すること。

なお、記入の必要がない事項については空欄とせず、必ず「該当なし」と記入すること。

様式第2 (第7条関係)

組換えDNA実験計画変更申請書

申請番号	
------	--

(記入しない)

年 月 日

防衛医科大学校長 _____ 殿

実験申請者の所属・職・氏名

実験計画を下記のように変更したく承認を申請します。(現実験計画書の写を添付すること)

記

組換えDNA実験課題名		承認番号	
実験 場所	階・研究室番号 研究室管理責任者	(内線番号)	
変更する項目 (場所、供与体、DNA等できるだけ具体的に)			
変更する理由			
その他			

(以下は記入しない)

安全委員会が本実験計画の変更を適当と認める理由	組換えDNA実験安全委員会委員長
	印

上記組換えDNA実験の変更を _____

ただし、 年 月 日から 年 月 日までの間とする。

年 月 日

防衛医科大学校長

様式第3 (第7条関係)

組換えDNA実験経過報告書

安全主任者

殿

____年 ____月 ____日

実験責任者 所属・職・氏名

組換えDNA実験を終了(中止)しましたので報告いたします。

実験責任者 氏名		認定番号	
実験従事者 氏名	認定番号	実験従事者 氏名	認定番号
実験課題名			
承認番号		実験の場所	

実験終了(中止)の経過説明

組換え体の処置

保管	保管方法		場所	
廃棄	廃棄方法		日時	
移管	移管先		日時	

添付書類

様式第4 (第11条関係)

年 月 日

組換えDNA実験従事者認定申請書

防衛医科大学校長 _____ 殿

申請者 所属・職・氏名 _____

下記のとおり、組換えDNA実験従事者認定を申請します。

記

障害予防のための健診					
最終受診		年 月 日			
受信場所					
受診内容		血球		血清	
その他					
既往症	主な既往症				
	慢性感染症				
	アレルギー疾患				
最終学校(学部・学科)名 (含大学院)			資格	卒業 年次	
微生物に関する実験実習研究歴	実験・実習の内容				
	期間	年 月 日～		年 月 日	
	場所	_____			
	指導者	_____			
	現在の主な研究テーマ				
	今までに取り扱った微生物				
組換えDNA実験歴	実験の内容				
	開始	年 月 日	場所	_____	
	実験従事日数	年	合計	約	日
		年	合計	約	日
	年	合計	約	日	

(以下は記入しない)

認定書

実験従事者として _____

登録承認番号 _____
登録年月日 _____ 年 月 日

防衛医科大学校長

様式第5（第11条関係）

組換えDNA実験（非）従事届

安全主任者

年 月 日

実験責任者 所属 _____
職 _____
氏名 _____

下記の者は、組換えDNA実験の実験従事者になります（でなくなります）ので届け出いたします。

記

実験従事者氏名 _____ 登録許可番号 _____

実験承認番号 _____

事 由

添 付 書 類

様式第6（第11条関係）

他の研究機関等における組換えDNA実験
実施承認申請書

年 月 日

防衛医科大学校長 殿

所属・職・氏名

において、下記の組換えDNA実験に参加する
ことを承認されたく申請します。

記

組換えDNA実験課題名

実験期間

実験場所

（これ以下記入しない）

上記組換えDNA実験に参加することを承認する。
ただし、 年 月 日から 年 月 日までの間とする。

年 月 日

防衛医科大学校長

様式第7 (第13条関係)

国際バイオハザード標識



関係者以外の立入り禁止

標示

組換えDNA実験室

承認番号：
承認年月日： 年 月 日
実験責任者：
実験従事者：

実験生物：

安定度：
(封じ込めレベル)

様式第8 (第15条関係)

遺伝子組換え生物等の譲渡等通知書

実験責任者の所属・職名・氏名

組換えDNA実験課題名 : (_____)

遺伝子組換え生物等の第2種使用の有無 有 ・ 無

宿主等の名称 : (_____)

組換え核酸の名称 : (_____)

譲渡等の形態 (どちらか一方に「レ」を付す。)

譲渡等する ・ 譲渡される

1 譲渡する場合

- (1) 相手方への情報の提供方法
文書 包装への表示 電子メール その他 (_____)
- (2) 運搬容器の種類・運搬方法
 - ア 1次容器 (_____)
 - イ 2次容器 (_____)
 - ウ 運搬方法 (_____)
- (3) 相手方における実験計画承認の有無
有 (承認番号: _____)
無 (理由: _____)
- (4) 相手方の所属・職・氏名・連絡先等
 - ア 所属・職名:
 - イ 氏 名:
 - ウ 連絡先住所・電話:

2 譲渡等される場合

- (1) 相手方からの情報の提供方法
文書 包装への表示 電子メール その他 (_____)
- (2) 運搬容器の種類・運搬方法
 - ア 1次容器 (_____)
 - イ 2次容器 (_____)
 - ウ 運搬方法 (_____)
- (3) 相手方における実験計画承認の有無
有 (承認番号: _____)
無 (理由: _____)
- (4) 相手方の所属・職・氏名・連絡先等
 - ア 所属・職名:
 - イ 氏 名:
 - ウ 連絡先住所・電話:

※ 上記1、2のいずれの場合も、相手方との情報交換に係る書類等のコピーを添付すること。